



平成19年4月27日

各 位

会 社 名 大豊工業株式会社  
代 表 者 取締役社長 高橋清八  
(コード番号6470 東証・名証第1部)  
問 合 せ 先 総務部長 島崎敬一  
TEL 0565-28-2225

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月20日開催予定の当社第101回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更についての承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 公告の方法について、情報化社会に適合した簡便かつ周知性の高い公告を行うため、第4条（公告方法）の規定を変更するものであります。なお、同制度導入に伴い不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (2) 単元未満株主の権利を明確にするために、第9条（単元未満株主の権利）を新設するものであります。
- (3) 社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第36条（監査役の責任免除）第2項について、最低責任限度額を法令の定めた額に統一するものであります。
- (4) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月20日（水曜日）  
定款変更の効力発生日 平成19年6月20日（水曜日）

以 上

別紙

<新旧対照表>

現 行 定 款	変 更 お よ び 新 設 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告できないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>単元未満株主の権利</u>) 第9条 <u>当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>剰余金の配当を受ける権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役<span>の責任免除</span>) 第35条 (省略)</p> <p>2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>金120万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役<span>の責任免除</span>) 第36条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>